

令和4年度第2回月形町行政区代表者会議次第

日 時 令和4年7月4日（月）

午後4時30分

場 所 月形町役場 大会議室

1 開 会

2 町長挨拶

3 議 事

（1）行政報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～4頁

（2）令和4年第2回月形町議会定例会議案について・・・・・・・・・・・・・・ 5・6頁

（3）町からの連絡事項について

ア 今後の行事予定（7月～9月）について【企画振興課】・・・・・・・・・・・・ 7頁

イ 令和4年度主要事業について【企画振興課】・・・・・・・・・・・・・・ 8～10頁

ウ 札沼線バス月形浦臼線について【企画振興課】・・・・・・・・・・・・・・ 11頁

エ 令和4年度新型コロナウイルス感染症に関する

生活支援・経済支援一覧【企画振興課】・・・・・・・・・・・・・・ 12・13頁

オ めくもり福祉券事業の見直しについて【保健福祉課】

カ 新型コロナワクチン4回目接種の意向調査について【保健福祉課】・・・・・・ 14・15頁

キ 月形町義務教育学校の設置について【教育委員会】・・・・・・・・・・・・・・ 16～35頁

（4）その他

4 閉 会

行政報告

自 令和4年 4月 1日

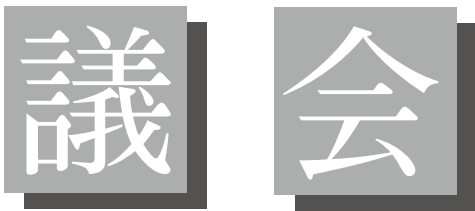
至 令和4年 6月30日

4月 1日	職員辞令交付	大会議室
	第1回庁議	大会議室
	高齢者事業団来庁	応接室
	地域活性化起業人委嘱状交付	応接室
	月形消防団辞令交付式	月形支署
4月 3日	葬儀（刈田家）	交流センター
4月 4日	北海道防災協会会計監査	応接室
	葬儀（十鳥家）	交流センター
4月 5日	葬儀（十鳥家）	交流センター
	栗山町長選挙当選祝	栗山町
4月 6日	月形町立月形小学校入学式	月形小学校
	月形町立月形中学校入学式	月形中学校
4月 7日	春の交通安全運動街頭指導（8日まで）	町内
	札幌開発建設部札幌道路事務所長来庁	応接室
	札幌建設管理部岩見沢出張所長来庁	応接室
4月 8日	岩見沢警察署長来庁	応接室
	北海道月形高等学校入学式	月形高校
	空知地方総合開発期成会監査	応接室
4月11日	月形刑務所長来庁	応接室
	行政区代表者会議	大会議室
4月12日	空知森林管理署長来庁	応接室
	上砂川町長選挙当選祝	上砂川町
	葬儀（田澤家）	圓福寺
4月13日	葬儀（田澤家）	圓福寺
	北海道財務局管財部長来庁	応接室

4月13日	札幌矯正管区長来庁	応接室
4月14日	さけ稚魚放流会	知来乙
4月15日	月形町老人クラブ連合会総会	交流センター
4月16日	長谷川岳参議院議員政経セミナー	札幌市
4月17日	職員採用試験	委員会室
4月18日	第57回月形町新型コロナウイルス感染症対策本部会議	大会議室
4月19日	北海道防災協会通常総会	札幌市
4月20日	札幌開発建設部長来庁	応接室
	空知町村会第1回臨時総会	岩見沢市
	葬儀（土田家）	圓福寺
4月21日	葬儀（土田家）	圓福寺
	北海道町村会創立100周年記念式典並びに第76回定期総会	札幌市
4月25日	月形町PTA連合会総会	月形小学校
	札幌地区トラック協会岩見沢支部総会	岩見沢市
4月26日	葬儀（筒渕家）	交流センター
4月27日	葬儀（筒渕家）	交流センター
4月30日	葬儀（牧島家）	札幌比内コミュニティセンター
5月1日	葬儀（牧島家）	札幌比内コミュニティセンター
5月9日	水田活用直接支払交付金に係る中央要望	東京都
5月10日	第2回月形町議会臨時会	議場
5月11日	つきがた友朋の丘理事長来庁	応接室
5月12日	内外情勢調査会札幌支部懇談会	札幌市
5月13日	岩見沢河川事務所事業計画説明	応接室
5月15日	樺戸神社春季大祭	樺戸神社
5月16日	第58回月形町新型コロナウイルス感染症対策本部会議	大会議室
	交通事故死ゼロ2500日達成伝達式	応接室
5月17日	主要団体（農業団体）との意見交換会	大会議室
	主要団体（福祉団体）との意見交換会	大会議室

5月18日	原水爆禁止国民平和行進北海道実行委員会来庁	応接室
	主要団体（商工業団体）との意見交換会	大会議室
	石狩川治水促進期成会総会	札幌市
	月形町国民健康保険運営協議会委員委嘱状交付	応接室
	月形町国民健康保険運営協議会からの答申受理	応接室
5月19日	空知管内商工会連合会通常総会	交流センター
5月20日	北海道さくらの会理事会及び総会	札幌市
5月21日	岩本剛人参議院議員政経セミナー	札幌市
5月22日	自由民主党北海道支部連合会第84回定期大会	札幌市
5月24日	全国自治体病院開設者協議会定時総会	東京都
5月25日	多様な活動の森調印式	岩見沢市
	花き初出荷	出荷場
5月27日	第58回月形町立月形中学校体育大会	月形中学校
	第2回庁議	大会議室
	葬儀（五十嵐家）	圓福寺
5月28日	葬儀（五十嵐家）	圓福寺
5月30日	カンロ初出荷	出荷場
	第2回月形町総合教育会議	大会議室
5月31日	北海道月形高等学校1学年特別授業講話	月形高校
	月形町振興公社株主総会	第1会議室
	葬儀（相川家）	圓福寺
6月1日	職員辞令交付	第1会議室
	葬儀（相川家）	圓福寺
6月2日	月形町地域拠点施設審議会委員委嘱状交付	大会議室
6月3日	北海道森林整備公社理事長来庁	応接室
	春の褒章伝達式	応接室
6月4日	開校140周年記念月形町立月形小学校運動会	月形小学校
6月7日	第2回月形町議会定例会（8日まで）	議場

6月10日	葬儀（横山家）	沼田町
6月11日	参議院議員横山信一名刺交換会	岩見沢市
	公明党時局講演会	岩見沢市
6月12日	参議院議員船橋利美を応援する会	岩見沢市
6月13日	自衛隊札幌地方協力本部長来庁	応接室
6月14日	月形町地域公共交通活性化協議会委嘱状交付	大会議室
	葬儀（高鶴家）	秩父別町
6月15日	北海道月形高等学校第3学年総合的な探究の時間発表会	月形高校
6月16日	徳富ダム貯蔵酒官能試験会	新十津川町
6月18日	葬儀（吉原家）	札比内コミュニティセンター
6月19日	第37回月形町長旗野球大会	月形町野球場
	葬儀（吉原家）	札比内コミュニティセンター
6月20日	元知来乙小学校校長三輪勇氏瑞宝双光章叙勲伝達	応接室
6月21日	北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会第2回国防懇談会	千歳市
6月26日	第11旅団創立14周年及び真駒内駐屯地開庁68周年記念行事	札幌市
	葬儀（内藤家）	札比内コミュニティセンター
6月27日	第59回月形町新型コロナウイルス感染症対策本部会議	大会議室
	葬儀（内藤家）	札比内コミュニティセンター
	岩見沢地区消防事務組合議会第1回臨時会	岩見沢市
	北海道造林協会空知支部通常総会	岩見沢市
6月27日	北海道治山林道協会空知支部通常総会	岩見沢市
6月29日	ダイナマイトスイカ、メロン（北の女王、月雫）初出荷	出荷場



令和4年第2回町議会定例会が、6月7日に開会され、令和4年度各会計補正予算、条例改正などについて審議されました。

定例会は、8日に全議案の審議を終了し閉会しました。

令和4年第2回町議会定例会

一般質問

松田議員

- コミュニティスクールの活動状況と持続可能にする地域コーディネーターの存在について

東出議員

- ウクライナからの避難民の生活支援（受け入れ）について

我妻議員

- ぬくもり福祉券交付事業の現状と今後について

議案

令和4年度各会計補正予算

■令和4年度月形町一般会計補正予算（第2号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,809万3,000円増額しました。

総額 41億8,028万5,000円

■令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ280万3,000円減額しました。

総額 4億3,187万3,000円

■令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第2号）

- 収益的収入および支出の総額をそれぞれ233万2,000円増額しました。

総額 6億5,474万7,000円

議案

条例の改正

■月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 令和4年度保険税率の改正を行いました。均等割（1人あたり）の減額、平等割（1世帯あたり）の増額、課税限度額を地方税法施行令で定める額へ改正および未就学児に係る均等割額の減額規定の新設が主な内容です。

※令和4年度国民健康保険税の税率については本号18ページをご覧ください

■月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、月形町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設などの運営に関する基準の改正を行いました。

■組合同約の変更について

- 次の組合に、新たに上川中部福祉事務組合が加入したため、各組合同約を変更しました。

- （1）北海道市町村総合事務組合
- （2）北海道市町村職員退職手当組合
- （3）北海道町村議会議員公務災害補償等組合

諮問

■人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 人権擁護委員として次の方を法務大臣へ推薦することになりました。

月形町52番地94 清水 英俊 氏

承認

■専決処分の承認を求めることについて（令和3年度月形町一般会計補正予算第9号）

□歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,318万8,000円増額しました。

総額 42億7,530万9,000円

■専決処分の承認を求めることについて（月形町税条

例等の一部を改正する条例の制定について）

□令和4年度地方税法改正に伴い、固定資産税（商業地）の課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り2.5%（現行5%）とする改正のほか、個人住民税の住宅ローン控除の適用を3年間延長（令和7年までの入居分を対象）しました。

報告

■繰越明許費繰越計算書について（令和3年度月形町一般会計）

□令和3年度一般会計において、社会保障・税番号制度システム整備事業および住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業における経費3,891万

6,312円が令和4年度へ繰り越されました。

■株式会社月形町振興公社の経営状況について

□事業および予算、決算内容について報告しました。

意見書

■次のとおり意見書が原案どおり可決され、関係機関へ提出することになりました

□森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

□食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書

会議案

■次の研修会に町議会議員を派遣することになりました

□北海道町村議会議長会主催 議員研修会（札幌市） 7月6日（水）

□空知町村議会議長会主催 議員研修会（秩父別町） 7月14日（木）

□北海道町村議会議長会主催 広報研修会（札幌市） 8月23日（火）

問合せ先 議会事務局 ☎ 53・2321 Eメール gikai@town.tsukigata.hokkaido.jp

今後の行事予定について【7～9月】

令和4年7月

期日	行事名	場所	所管
1日(金)	月形町戦没者追悼式	交流センター	保健福祉課
3日(日)	行政区対抗ソフトボール大会	月形中学校 月形高校	教育委員会
13日(水)	無料法律相談	交流センター	保健福祉課
17日(日)	月形樺戸博物館北海道みんなの日無料開放	月形樺戸博物館	教育委員会
19日(火)	乳幼児健診	保健センター	保健福祉課
22日(金)	シルバー健診	交流センター	保健福祉課
26日(火)	献血車来町	刑務所 月形町役場駐車場	保健福祉課
25日(月) ～27日(水)	ラジオ体操フェスティバル	札幌内コミュニ ティーセンター	教育委員会

令和4年8月

期日	行事名	場所	所管
1日(月) ～3日(水)	ラジオ体操フェスティバル	月形町役場駐 車場	教育委員会
10日(水)	無料法律相談	交流センター	保健福祉課
10日(水)	つきがた町民花火大会	月形中学校グラ ウンド	企画振興課
16日(火)	乳幼児健診	保健センター	保健福祉課
28日(日)	温水プールクローズ(無料開放)	総合体育館 (温水プール)	教育委員会

令和4年9月

期日	行事名	場所	所管
2日(金)	樺戸監獄物故者追悼式	篠津山霊園	総務課
4日(日)	月形消防演習	月形支署前	消防月形支署
6日(火)	第3回月形町議会定例会【13日まで】	月形町役場議場	議会事務局
6日(火)	小学生芸術鑑賞会「ファンタジーミュージカル・オズの魔法使い」	月形小学校	教育委員会
14日(水)	無料法律相談	交流センター	保健福祉課
20日(火)	乳幼児健診	保健センター	保健福祉課
21日(水)	女性ミニドック健診	札幌市 北海道対がん協会	保健福祉課

令和4年度主要事業について

1 温泉等施設改修

■施設改修概要

	区分	施設	内容	実施年度
1	設 計	町民保養センター ホテル本館 はな工房（ホテル別館） はな工房増築（ホテル別館） 外構、公衆トイレ	各施設の改修に係る基本・実施設計業務	令和4年度
2	温泉施設	町民保養センター	浴場改修、内装改修、設備改修、レストラン整備、フロント整備（集約）、屋根外壁改修	令和5年度
3	宿泊施設	ホテル本館	解体撤去	令和5年度
4	宿泊施設	はな工房（ホテル別館）	屋根外壁改修、2階一部客室改修（トイレ等設置）	令和5年度
5	関連施設	外構 公衆トイレ	植栽整備等、EV充電設備 24時間トイレ	令和5年度
6	宿泊施設	はな工房（ホテル別館）	2階客室等改修	令和7年度以降

2 道の駅整備

（1）道の駅整備方針について

月形町地域拠点施設整備等審議会の答申を踏まえ、皆楽公園エリアでの道の駅登録を目指す。道の駅供用開始までに行う整備内容は次のとおり。

- ①駐車場（休憩）、温泉等（情報発信、地域連携）の既存施設を活かし、トイレ（休憩）は新たに整備する。
- ②障がい者、妊婦専用駐車場やEV充電設備は新たに整備する。
- ③駐車場の一部改良、誘導サイン等を整備する。

また、キャンプ場を含む親水公園エリアについても地域連携機能として位置づけ、さらに、温泉等施設の改修と道の駅整備との相乗効果による、皆楽公園全体の賑わいの創出を図る。

3 鉄道跡地利用

(1) 農業関係者への譲渡について（予定）

令和4年6月 用地確定測量業務（令和5年3月末完了予定）

令和4年10月 譲渡（売買）契約締結 ※用地確定完了後、随時

令和4年10月 所有権移転登記 ※契約完了後随時

J R北海道からの鉄道用地譲渡は令和4年9月ころを目途としているが、譲渡時期が遅延した場合、住民への譲渡時期も変更となる。

(2) 一般譲渡について

農業関係者への譲渡後に希望調査等を行う。

(3) レール等設備撤去工事について

レール等設備の撤去にかかるJ R北海道からの委託費の確定、覚書の締結後、次の撤去工事を発注する予定である。

①旧石狩月形駅構内（ホーム一部撤去、レール・枕木・通信設備撤去）

②西札比内（新富）踏切～中小屋川間（レール・枕木・通信設備撤去）

③知来乙道道踏切～防風林間（レール・枕木・通信設備撤去）

④旧知来乙駅ホーム（解体、電気設備撤去）

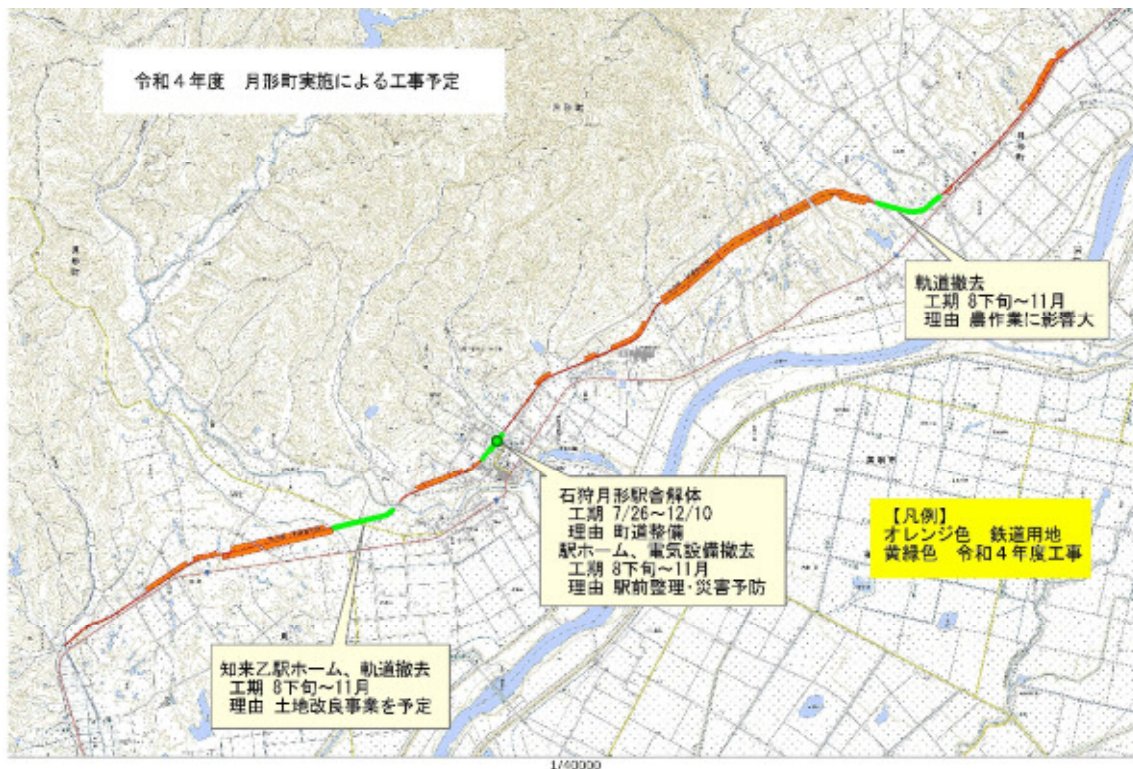
⑤知来乙道道踏切～須部都川鉄橋間（レール・枕木・通信設備撤去）

⑥旧石狩月形駅舎（解体撤去）

(4) （仮称）市北赤川線町道整備について

令和4年5月 （仮称）市北赤川線測量調査設計業務

1 令和4年度 鉄道施設撤去工事予定について



2 旧石狩月形駅周辺整備（町道整備）について



〔今後の予定〕

令和4年度	旧石狩月形駅舎解体工事
	〃 周辺電気設備撤去工事
令和5年度	町道整備工事

～ 札沼線月形浦臼バス 運行ダイヤ（令和４年１０月） ～

【上り（浦臼駅→月形駅）】 【下り（月形駅→浦臼駅）】

所在	No	バス停	早朝便	月形温泉経由便				
			1便	2便	3便	4便	5便	
浦臼町	①	浦臼駅	7:30	9:50	11:50	15:30	17:15	
	②	浦臼郵便局前	7:31	9:51	11:51	15:31	17:16	
	③	浦臼小学校前	7:32	9:52	11:52	15:32	17:17	
	④	天理教前	7:33	9:53	11:53	15:33	17:18	
	⑤	札的駅通	7:34	9:54	11:54	15:34	17:19	
	⑥	南札的	7:35	9:55	11:55	15:35	17:20	
	⑦	北晩生内	7:36	9:56	11:56	15:36	17:21	
	⑧	晩生内市街	7:37	9:57	11:57	15:37	17:22	
	⑨	波止場線	7:38	9:58	11:58	15:38	17:23	
	⑩	仲通線	7:39	9:59	11:59	15:39	17:24	
	⑪	石狩新宮	7:41	10:01	12:01	15:41	17:26	
月形町	⑫	二線入口	7:43	10:03	12:03	15:43	17:28	
	⑬	札比内駅前	7:45	10:05	12:05	15:45	17:30	
	⑭	新富	7:46	10:06	12:06	15:46	17:31	
	⑮	コンクリート工場前	7:52	10:12	12:12	15:52	17:37	
	⑯	刑務所前	7:52	10:12	12:12	15:52	17:37	
	⑰	月形温泉		10:16	12:16	15:56	17:41	
	⑱	町立病院前	7:54	10:18	12:18	15:58	17:43	
	⑲	皆楽町	7:54	10:18	12:18	15:58	17:43	
	⑳	月形市街	7:55	10:19	12:19	15:59	17:44	
	㉑	月形役場	7:55	10:19	12:19	15:59	17:44	
	㉒	月形高校	7:57	10:21	12:21	16:01	17:46	
	㉓	月形駅	8:00	10:24	12:24	16:04	17:49	

所在	No	バス停	月形温泉経由便				
			1便	2便	3便	4便	5便
月形町	①	月形駅	8:10	10:40	12:35	16:15	18:15
	②	月形高校	8:14	10:44	12:39	16:19	18:19
	③	月形役場	8:15	10:45	12:40	16:20	18:20
	④	月形市街	8:16	10:46	12:41	16:21	18:21
	⑤	皆楽町	8:17	10:47	12:42	16:22	18:22
	⑥	町立病院前	8:17	10:47	12:42	16:22	18:22
	⑦	月形温泉	8:19	10:49	12:44	16:24	18:24
	⑧	刑務所前	8:23	10:53	12:48	16:28	18:28
	⑨	コンクリート工場前	8:23	10:53	12:48	16:28	18:28
	⑩	新富	8:29	10:59	12:54	16:34	18:34
	⑪	札比内駅前	8:30	11:00	12:55	16:35	18:35
	⑫	二線入口	8:32	11:02	12:57	16:37	18:37
浦臼町	⑬	石狩新宮					
	⑭	仲通線	8:34	11:04	12:59	16:39	18:39
	⑮	波止場線					
	⑯	晩生内市街	8:36	11:06	13:01	16:41	18:41
	⑰	北晩生内	8:37	11:07	13:02	16:42	18:42
	⑱	南札的	8:38	11:08	13:03	16:43	18:43
	⑲	札的駅通	8:39	11:09	13:04	16:44	18:44
	⑳	天理教前	8:40	11:10	13:05	16:45	18:45
	㉑	浦臼小学校前	8:41	11:11	13:06	16:46	18:46
	㉒	浦臼郵便局前	8:42	11:12	13:07	16:47	18:47
	㉓	浦臼駅	8:44	11:14	13:09	16:49	18:49

○土日祝日便～赤字は土日祝日運休となります。 ○年末年始便～1/1は運休、12/31・1/2～3は土日祝日便となります。

令和4年度月形町新型コロナウイルス感染症に関する生活支援・経済支援一覧【6月までの決定分】

(令和4年7月5日)

No	区分	対策・支援等	対象者	概要	開始時期	問合せ先
1	事業者	中小企業振興対策緊急融資利子補給	融資を受けた事業者	町内事業者が町の指定する融資を受けた際の利子の一部を補給します。 ■指定する融資および利子補給率 (1) 国の中小企業に対する融資（政府系金融機関） 利子補給率5分の3以内 (2) 北海道の中小企業に対する融資（道制度資金） 利子補給率5分の3以内 (3) 月形町中小企業振興融資 ・設備投資 利子補給率5分の3以内 ・運転資金 利子補給率10分の10以内 (4) 金融機関の事業資金に係る融資 利子補給率5分の3以内 ■申請時期 令和5年1月31日まで	令和4年4月	商工観光係
2	事業者	中小企業者等経営持続化支援金交付事業	売上が20%以上減少した事業者	売上額が令和元年と比較して20%以上減少している町内事業者等（町内で営業する法人または個人事業主）を対象に支援金を交付します。 ※農業、建設業、福祉関係事業所は対象外 ■交付対象 令和4年4月から6月までの間のいずれか1月の売上額が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年同月の売上額と比較して20%以上減少している事業者 ■交付額 上限額100万円 ■申請方法 申請書に必要書類を添付し、役場企画振興課商工観光係へ提出してください ※申請書は、役場企画振興課商工観光係または月形商工会で配付します (町ホームページからもダウンロード可能) ■受付期限 8月31日(水)まで	令和4年7月	商工観光係
3	事業者	北海道信用協会保証料補助金	融資を受けた事業者	中小企業者が月形町中小企業振興融資制度による金融機関（北海道銀行、北海道信用金庫）からの融資を受ける際に北海道信用保証協会へ支払う保証料の全額を補助します。 ■申請時期 随時	令和4年4月	商工観光係
4	事業者	農業経営継続支援事業	スマート農業を実践する機械器具を導入する農業者	感染症の影響を克服し、農業経営の継続を図るための取り組みを支援します。 ■対象経費 ア スマート農業機械・装置の本体（農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに記載されているものとする。）及び付属品の導入（自ら行った設置工事に関する費用は除く。） イ アと同等以上の機能を有すると認められる機械・装置及び付属品の導入（自ら行った設置工事に関する費用は除く。） ウ 目的に合致する取り組みとして町長が認める設備の導入（自ら行った設置工事に関する費用は除く。） ■補助率 3分の1以内 ■上限額 農協・生産組織の構成員である1個人又は1法人につき事業費90万円（補助金30万円）まで。 ■申請方法 農協・生産組織を通じて取りまとめします。	令和4年4月	農政係
5	福祉	福祉事業所等感染症対策体制整備事業	町内に所在する福祉事業所等	対象となる事業所等が感染症対策の体制整備を図るために購入した物品の費用や工事費等の一部を補助します。 ■対象 町内に所在する福祉事業所等 ■交付額 体制整備にかかった費用の5分の4（上限は施設規模により設定） ■申請方法 申請書に必要書類を添付し、保健福祉課高齢者支援係に提出してください ※詳細は、別途対象となる福祉事業所等に通知します	令和4年6月	高齢者支援係
6	福祉	福祉事業所等感染防止対策支援事業	町内に所在する福祉事業所等	町内に所在する福祉事業所等において、感染症対策のための衛生資材購入等の経費に対し、支援金を支給します。 ■対象施設 町内に住所を有する福祉事業所等 ■交付額 定員数、事業所種別等により設定 ■申請方法・期限 別途対象の福祉事業所等に連絡します。 ■支給対象者 対象となる福祉事業所等の長	令和4年6月	高齢者支援係

令和4年度月形町新型コロナウイルス感染症に関する生活支援・経済支援一覧【6月までの決定分】

(令和4年7月5日)

No	区分	対策・支援等	対象者	概要	開始時期	問合せ先
7	福祉	抗原検査キット配付事業	各施設入所者	福祉施設入所者等の感染予防対策として、発熱等のある方の初期対応用に抗原検査キットを配付します。 ■対象施設 入所施設等 ■配布数 1,600セット	令和4年 6月	保健係
8	学校等	小中学校熱中症予防対策事業	児童生徒	小中学校の熱中症対策として、教室4室に給気換気機能付きエアコンを設置します。	令和4年 6月	学務係
9	学校等	小中学校感染症予防対策事業	児童生徒	修学旅行および宿泊学習で使用する予定だった公共交通の利用を新型コロナウイルス感染症予防のため、バスでの移動となることから、町でバスを借り上げ、保護者の負担軽減を図ります。	令和4年 4月	学務係
10	学校等	子育て支援センター手洗器新設事業	施設利用者	子育て支援センター（花の里こども園内）を利用する幼児・保護者等の感染防止対策のため、支援センター内に手洗器を設置します。	令和4年 6月末	地域福祉係
11	個人	PCR検査費用補助	全ての住民の方	町立病院において、町民が自費でPCR検査を受ける場合の検査費用を補助します。 ■対象者 PCR検査を受けた町民 ■補助額 検査費用の3分の2（1,000円未満切り捨て） ■申請方法 領収書、印鑑、振込口座のわかるものを持って保健センターで申請	随時	保健係
12	個人	緊急経済対策地域振興商品券交付事業	すべての住民の方	町内商工業の振興および町民の生活支援として全町民へ次のとおり地域振興商品券を交付します。 ■交付要件 令和4年5月1日現在において月形町に住居票がある方 ■交付額 世帯員全員に1人5,000円（500円×10枚つづり） 18歳以下（平成16年4月2日以降に生まれた方）には1人5,000円を追加します。 ※ 申請手続き不要 ■交付方法 各世帯へ直接郵送 ■交付時期 7月上旬予定 ■有効期限 令和4年9月30日（金） ■取扱可能店舗 事業に参加する町内の事業所	令和4年 7月	商工観光係
13	個人	商品券発行事業	購入者	感染症防止対策の影響により低迷する個人消費を活性化させるため、町内で使用可能なプレミアム付き商品券「つきがたみかづき商品券」を発行します。 ■ プレミアム率 20%（予定） ■ 販売価格 1セット10,000円 （500円券×24枚入り 12,000円分） ■ 有効期限 令和5年1月中旬※予定 ■ 取扱可能店舗 事業に参加する町内の事業所	令和4年 11月 （予定）	商工観光係

新型コロナワクチン4回目接種

意向調査ハガキの返送にご協力を お願いします！！

新型コロナウイルスワクチンの4回目集団接種を9月下旬から10月中旬にかけて実施いたします。今回の接種は限られた対象者の中で、希望する方のみ接種を行うこととなります。

18歳以上の方には、意向調査のお知らせを発送しております。接種対象者の把握と接種日数確定のため、意向調査ハガキの返送に皆様のご協力をお願いいたします。

（接種対象となっても、意向調査ハガキの返送がないと接種券付予診票を送付できませんので、ご注意願います）

4回目接種の対象となる方

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を受けた18歳以上の方のうち、下記に該当する方が対象となります。

！！注意！！

3回目接種から5か月以上経過しないと接種できません。

- | |
|---------------------------|
| ① 60歳以上の方 ② 基礎疾患のある方 |
|---------------------------|

※基礎疾患の種類については裏面をご覧ください。



意向調査ハガキに書くこと

60歳以上の方：接種の希望の有無・接種会場までのバス送迎希望の有無についてご記入ください。

60歳未満の方：基礎疾患の有無・接種希望の有無についてご記入ください。

※4回目接種を町の集団接種以外（町外の会場、病院など）で受ける予定の方は、接種券を早め発送しますので、保健センターまでご連絡願います。

ハガキ返送後はどうなるの？

対象となる方で、接種を希望する方には、8月に接種券付き予診票と宛名用紙（接種済証台紙）を送付し、60歳以上の方にはあらかじめこちらで接種日を割り振ってお知らせします。60歳未満の方にはインターネット予約のためのID番号をお知らせします。

↓ ↓ **裏面も必ずご覧ください** ↓ ↓

<コロナワクチンの対象となる基礎疾患とは・・・？>

重症化リスクの高い基礎疾患を有する方として、次の方が対象となります。

(1) 以下の病気で通院・入院している方

- ①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病（高血圧を含む）
- ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤インシュリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥血液の病気（鉄欠乏貧血、高脂血症を除く）
- ⑦免疫の機能が低下する病気（治療中のがんを含む）
- ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で体の機能が衰えた状態
- ⑪染色体異常 ⑫重症心身障害 ⑬睡眠時無呼吸症候群
- ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している方、精神保健福祉手帳または療育手帳を所持している方、自立支援医療（精神通院治療）で「重度かつ継続」に該当する方など）

(2) 基準（BMI30 以上）を満たす肥満の方

BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）

目安として、身長160cmで体重約77kg以上、身長170cmで体重約87kg以上の方がBMI30以上となります。

※判断に迷う方は、主治医とご相談ください。

最終的には、予診票に書かれた治療中の病気の内容について、接種担当医が問診して判断します。

<集団接種の予定（変更がありえますのでご注意ください）>

9 月	22日（木） 30日（金）	27日（火）	29日（木）
10 月	4日（火） 11日（火）	6日（木） 13日（木）	7日（金） 14日（金）

○連絡先○

月形町保健福祉課（月形町保健福祉総合センター）

新型コロナウイルスワクチン接種推進室 TEL・IP 53-3155

↓ ↓ 裏面も必ずご覧ください ↓ ↓

月形町義務教育学校の設置について

1 審議会の答申について

令和3年11月2日に教育長より月形町義務教育学校設置審議会へ諮問しました月形町義務教育学校の設置検討等について、本年4月28日に審議会会長より別添1のとおり答申をいただきました。概要については、次のとおりです。

(1) 義務教育学校について

ア 設置の有無

- ・ 設置は必要

イ 設置場所

- ・ 既存の月形中学校敷地

ウ 設置時期

- ・ 町の財政計画に判断を委ねざるを得ない
- ・ 教育的な側面としては、1年でも早い設置を望む

エ 校舎の整備方法

- ・ 財政的な見通しが立つのであれば、改築（建て替え）が望ましい

(2) その他教育関連施設について

ア 学校給食センター

- ・ 児童生徒の減少が見込まれる中で、新たな施設を造ることが本当に必要であるか、更に深く掘り下げた審議が必要である
- ・ 学校給食運営委員会など専門の機関において適切に判断される必要がある

イ 学童保育所

- ・ 学校と隣接した設置が必要な施設である
- ・ 学校と隣接した設置までに時間を要する場合は、児童の学校からの移動における安全確保について十分な対策を行う必要がある

2 基本方針について

教育委員会としましては、審議会の答申を最大限に尊重し、5月18日開催の教育委員会において別添2のとおり「月形町義務教育学校設置検討に関する基本方針」を決定しました。概要については、次のとおりです。

(1) 義務教育学校について

ア 設置の有無

- ・ 設置する

イ 設置場所

- ・ 既存の月形中学校敷地

ウ 設置時期

- ・ 明記なし

※ まち全体の計画及び財政計画によるため

エ 校舎の整備方法

- ・ 施設一体型
- ・ 「改修+増築」又は「改築（建て替え）」
- ・ 建設費、維持管理費、再整備費、管理運営方法、教育効果などを踏まえ総合的に判断

(2) その他教育関連施設について

ア 学校給食センター

- ・ 義務教育学校敷地内への将来的な移転の可能性も考慮し、敷地の確保や建物の配置を行う

イ 学童保育所

- ・ 義務教育学校敷地内への併設を検討

3 今後の方向性について

5月30日に町と教育委員会で行う月形町総合教育会議を開催し、「町と教育委員会は一体となって義務教育学校の設置を進める」旨の確認を行っています。また、6月7日には、その旨を議会全員協議会において、説明させていただきました。

今後、議会をはじめ各関係機関や皆さまのご理解をいただき、義務教育学校の設置に向けた業務を開始したいと考えています。

はじめに、本年度中に基本構想の策定を行い、その中で義務教育学校における学校教育の目指す将来像、施設整備の方針、開校までのスケジュールなどについて、パブリックコメントを実施しながら決定していきたいと考えています。

なお、開校までのスケジュールについては、基本構想、基本設計、実施設計、工事期間を考慮すると概ね5年程度必要であり、現在のところ令和9年度の開校を目指すこととなります。



令和4年4月28日

月形町教育委員会

教育長 古 谷 秀 樹 様

月形町義務教育学校設置審議会

会長 竹 田 紘 一

義務教育学校の設置及びその他教育関連施設の適正配置について（答申）

令和3年11月2日付け月教学号で諮問のありましたこのことについて、月形町義務教育学校設置審議会において、本町における現状と課題、義務教育制度の背景や課題、小中一貫教育や義務教育学校のメリット・デメリットを踏まえ、義務教育学校の設置の必要性について慎重に審議を重ねてきました。

その結果として、委員全員の合意により、次のとおり答申します。

1 義務教育学校の設置について

（1）設置の有無について

【考え方】

義務教育制度については、昭和20年代前半の小学校・中学校6－3制導入から既に70年以上を経過し、いわゆる「中1ギャップ」と言われるように様々な課題が顕在化しています。そのような中、小中一貫教育の取り組みが進み、10年以上にわたる蓄積により、平成28年4月1日より9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類として「義務教育学校」の設置が可能となりました。

義務教育学校のメリットについては、「①中1ギャップの解消、②異学年交流や小学校からの部活動への参加、③柔軟なカリキュラムの編成、④9年間を見通した指導・学力向上、⑤教職員の部活動顧問配置の工夫や校務効率化、⑥PTA組織の一本化や家庭・地域との連携、⑦小中の円滑な接続による特別支援教育の充実、⑧施設維持管理費の縮減（施設一体型の場合）」など、現在の小学校と中学校における制度的な垣根を越え、様々な取り組みが可能となることによるメリットが掲げられています。

本町の現状については、令和2年3月策定の月形町人口ビジョン《改訂版》の

とおり、社会的な人口減少と同様に本町の総人口及び年少人口も一貫した減少が予測されています。特に学校運営における児童生徒数の減少については、これまでの学校統廃合にみられるように非常に大きな課題であり、単独の学校において十分な集団規模を確保することができなくなった場合は、文化、スポーツ、行事など児童生徒の様々な集団活動が制限されることとなります。本町における今後5年間の児童生徒数の将来見込では、1学年10人未満の学年が複数発生する見通しとなっており、遠い将来のことではなく、身近な課題として改めて認識する必要があります。

また、学校施設については、月形小学校及び月形中学校ともに築40年以上を経過し、間もなく耐用年数を迎えることから、計画的な施設整備のあり方を検討する時期に来ています。併せて施設規模についても、現在の児童生徒数は学校建築当時と比較し7～8割程度減少しており、現状に見合う適正な規模とはなっていないことから、必要以上の維持管理費の負担が懸念されるところです。

その他教育関連施設として、学校給食センター及び学童保育所があり、義務教育学校と隣接した設置の検討など、それぞれの施設や運営状況を加味しながら、方向性を見定めていく必要があります。

まち全体の計画においては、月形中学校は防災における町内7カ所ある避難所の一つとなっており、義務教育学校の設置検討にあたっては、防災面からも合わせた検討が必要であることに留意する必要があります。そのほか、現在、月形町地域拠点施設整備等審議会において、地域拠点施設整備の有力な候補地として月形小学校が挙げられています。義務教育学校の設置検討との関連性については、不可分の関係にありますが、教育の独立性に鑑み、過度の影響を受けることなく、教育における基本的な見地から検討を進めています。

【結果】

本町における現状と課題、義務教育学校のメリット・デメリットなどを総合的に判断したとき、本町のこれからの学校教育において、メリットがデメリットを大きく上回り、義務教育学校の設置は必要であると考えます。特に将来的な児童生徒数の減少は避けることが難しく、これまでの学校統廃合にみられるように、今後は、小学校と中学校も一体となり、児童生徒の適正な集団規模を確保していく必要があるものと考えます。小学校と中学校が一体となることは児童生徒の適正な規模の確保だけでなく、教職員も一体となることから、教職員が増えること

による子供たちと教職員の多様な人間関係の構築においても、子供たちの成長に良い影響を与えるものと考えます。そのほか、義務教育学校のメリットとして、義務教育9年間を見通した教育課程の編成、小学校と中学校の円滑な接続、小学校高学年段階における教科担任制の導入による学力の向上、小学校からの中学校への部活動参加、PTA組織の一本化など、小学校と中学校の全ての教職員が子供の将来像を共有しながら、義務教育9年間に責任をもって教育活動を行うことは、今後の学校教育の質の向上と充実を図るうえで、非常に有効であると考えます。

また、義務教育学校のデメリットとして掲げられている9年間同じ学校であることによる人間関係の固定化については、本町は既に小学校1校と中学校1校であり、義務教育学校の設置における新たな課題ということではありません。そのほか、小学校高学年におけるリーダーシップの阻害、中学生から小学生への悪影響、中学校教諭の負担増への懸念、校長の職務が過重となる恐れなども挙げられますが、いずれもメリットとの比較均衡を考えたとき、メリットがデメリットを大きく上回り、デメリットについても他の自治体の事例などから様々な方法により対応が可能な範囲であると考えられます。

本来であれば、小学校と中学校が一体となることは想像し難いと思われませんが、本町には平成13年3月まで札比内小中学校が存在し、その卒業生で現在の保護者となられている方も多数おられます。札比内小中学校は小学校と中学校の併置校であり、義務教育学校のように一つの組織として存在していた訳ではありませんが、校長は一人、PTA組織も一つ、小学校と中学校の教職員が一体となって児童生徒の教育活動を行い、児童生徒も一体となって学校活動をしていたことを考えると、特に制度的な面ではなく保護者などの視点として捉えたときは、義務教育学校のイメージに相当程度近いものと思われ、保護者の理解の促進にも繋がると考えられます。

このように、人口減少、義務教育学校の質の向上と充実、学校施設の老朽化、まち全体の計画などを総合的に判断したとき、これからの本町の学校教育において、義務教育学校の設置は必要であると考えます。

(2) 設置場所

【考え方】

設置場所については、既存校舎の活用等も踏まえると校舎の整備方法と一体的

な検討が必要となります。また、学校は一度設置すると、一般的に半世紀以上の長きにわたり、その地域にあり続けることから、特定の地域や整備方法に限定することなく、様々な可能性について幅広く審議することが、今後のまちづくりにおいても重要なプロセスであると考えられます。

検討にあたっては、多種多様な意見を客観的に判断するため、必要面積、安全性、利便性、経済性、早期性の5つの判断基準を設定し、総合的な比較検討を行いました。特に安全性では、令和元年度に町で作成した防災ガイドブックのとおり、月形中学校のある赤川行政区と市南行政区の一部を除いて市街地の大半が洪水浸水予定範囲に含まれており、本町における過去の石狩川による水害の歴史を振り返っても、同洪水浸水予定範囲への設置は避けるべきものと判断されます。利便性においては、市北・赤川・北農場・市南行政区で本町人口の6割を占めている状況にあり、その中心である市街地に月形小学校及び月形中学校が位置しています。通学路の安全確保やスクールバスが既に運行している現状を考慮すると、既存の学校敷地を活用することに一定の有利性があるものと考えられます。必要面積、経済性及び早期性についても、学校設置には広大な面積が必要であり、新たな土地の選定、取得、費用などを考慮すると、既存の学校敷地を活用することが、現実的な選択であると考えられます。

【結果】

これらを踏まえ、洪水浸水予定範囲に含まれている月形小学校を除き、現実的な選択肢として「①月形中学校の改修＋増築、②月形中学校の改築（建替）、③現在の学校敷地以外に新設」の3つのケースについて比較検討を行いました。その中でも、先の5つの判断基準に照らし合わせ客観的に判断したとき、「③現在の学校敷地以外に新設」については、いずれの項目においても、実現の見通しが極めて困難であると判断するものです。

従いまして、設置場所につきましては、月形中学校敷地が妥当と考えられます。

（3）設置時期

設置時期については、「1－(1)設置の有無について」で審議のとおり、義務教育学校の設置が必要な時期に来ているものと判断します。

義務教育学校設置の決定から、基本構想や設計などの事業計画と工事の期間を考慮すると、開校までに概ね5年程度必要であることは理解できます。

また、学校施設については、多額の予算が必要であり、現在、別の審議会にお

いて並行して行われている主要事業の審議の動向も踏まえながら、町全体として財政計画の見通しを立てていくものと思われますので、設置時期については、主に地方債の借入や償還計画を踏まえた町全体の財政計画に判断を委ねざるを得ないものと考えられます。

本審議会における教育的な側面としては、1年でも早い義務教育学校の設置を望むものです。

(4) その他

校舎について、先の「1-(2)設置場所」の審議にあたって、月形中学校校舎の整備方法も含めた一体的な比較検討を行っていますので、関連事項として次のとおり記載します。

【校舎の整備方法】

義務教育学校は小学校と中学校を一体とし、一つの組織として運営するものであり、児童生徒の教育効果及び教職員組織としての学校マネジメントなどを最大限に発揮するためには、義務教育学校を一つの施設で行う「施設一体型」の建物とすることが必要と考えます。

整備方法については、町の予算及びまち全体の計画としての位置付けが可能であれば、月形中学校敷地における改築（建替）が望ましいと考えます。既存の月形中学校校舎については、築45年を経過しており、今回、「改修＋増築」により対応したとしても、その後も約20年毎に再整備が必要となります。また、主要構造部分の変更ができないことにより新しい教育環境に配慮した整備方法が限定的となる場合や、設備の故障、水道管の老朽化など改修後も予期しない突発的な修繕が発生する可能性も否定できません。「改築」については、新しい教育環境（オープンなワークスペースなど）への対応、省エネルギー性能を高めた建物による消費エネルギーと維持管理費の大幅な削減、冷暖房など設備の集中管理による管理負担の軽減や機器更新における煩雑化の解消など、多くの利点があるものと考えられます。

ただし、整備方法の選定にあたっては、町の財政計画の見通しがあって初めて成立するものであることは、十分に理解できます。その際は、「改築」による新しい建物では約60年程度の使用が見込まれることに鑑み、「改修＋増築」においても今回の初期整備費用の比較だけでなく、「改築」と同様に約60年という期間において、「改修＋増築」の約20年毎の再整備費用なども含め、「改

修＋増築」と「改築」の実質負担について比較検討する必要があります。実質負担の比較検討にあたっては、地方債や国庫補助金などの制度を最大限に活用することが重要です。同制度の活用については、詳細な条件や補助要件もありますので、本町で考える義務教育学校の内容や設計の検討と並行しながら、同制度の有効活用に向けて関係機関と十分に協議を行っていただきたいと考えています。

本審議会においては、国庫補助制度等を最大限活用した場合における、今後、約60年間の将来的な実質負担を比較検討しますと、「改修＋増築」よりも「改築」の方が有利になる可能性も十分にあると考えられます。今後の教育的な側面と将来的な実質負担の軽減を考慮すると、財政的な見通しが立つのであれば、初期費用は高額となるものの、義務教育学校の校舎の整備にあたっては「改築」が望ましいものと考えます。「新しい制度のもと、新しい校舎で新しい学校をつくっていく」ということは、町民にとっても非常に分かりやすく、子供たちも町民も「新しい学校が始まる」と感じてくれるのではないのでしょうか。

なお、校舎の整備にあたっては、本町における今後の人口減少及び予算規模を勘案し、新たな学校の運営に支障のない範囲で、よりコンパクトな建物としていくことが望ましいものと考えます。

2 その他教育関連施設の適正配置について

(1) 学校給食センターについて

【考え方】

学校給食センターについては、築29年を経過しており、間もなく耐用年数を迎えることから、整備等の検討が必要な時期に来ています。給食を提供している児童生徒数は、建設時の500名程度から現在は約7割程度減少しており、施設・設備の老朽化と合わせて、児童生徒数の減少による1食当たりの経費負担も年々増加しています。

【結果】

町教育委員会の基本方針においては、「大規模な改修が必要になっていることから、義務教育学校敷地内に併設することを検討します」としています。今後、更に児童生徒の減少が見込まれる中で、新たな施設を造ることが本当に必要であるか、更に深く掘り下げた審議が必要であると考えます。同学校給食センターに

係る経費は、児童生徒の保護者が負担する学校給食費に直接跳ね返りますので、今後の保護者負担の在り方や施設の整備計画など、学校給食全体について総合的な審議が必要であると考えます。総合的な審議にあたっては、近隣自治体との共同運営や民間への外部委託など、人口減少時代に合わせた幅広い様々な検討も必要と考えられ、今回の義務教育学校の設置検討とは切り離し、学校給食運営委員会など専門の機関において適切に判断される必要があるものと考えます。

なお、今回の義務教育学校の設置検討にあたっては、将来的な学校給食センターの設置の可能性も考慮し、敷地の確保や建物の配置を行う必要があるものと考えます。

(2) 学童保育所について

義務教育学校を設置した場合、児童の学校からの移動における安全面を考慮すると、学校と隣接した設置が必要な施設であると考えます。

もし、学校と隣接した設置に時間を要することとなった場合は、児童の学校からの移動における安全確保について十分な対策を行う必要があります。

今回の義務教育学校の設置検討にあたっては、学童保育所の設置を考慮した敷地の確保や建物の配置を行う必要があると考えます。

3 おわりに

本審議会については、義務教育制度をはじめとし、本町の現状や課題、人口減少や施設の老朽化等も総合的に勘案しながら、子供たちの輝かしい未来を想像し、まちの活性化と郷土の発展、町民の誇りに繋がることを心から願って、建設的に審議を重ねてきました。

その結果として、人口減少、義務教育の質の向上と充実、学校施設の老朽化、まち全体の計画など、中長期的には必ず解決しなければならない課題であるとの共通認識のもと、本町においては、その解決に義務教育学校の設置が必要であるという結論に全会一致で至りました。

ただし、義務教育学校はあくまでも制度としての器であり、それを実際に動かし具現化していくのは、児童生徒であり、教職員であり、保護者、地域の方々、町民の皆さんであります。過去の町内にいくつもあった学校のように、各地域の風土によってつくられたそれぞれの学校には各々の特色があり、画一的なものや同じものはありません。本義務教育学校も同様に、既に完成されたものに取り組むというこ

とではありませんので、実際には、学校の設置を進める過程において、いくつかの問題や課題、時にはやってみなければ分からないということも少なからずあるでしょう。大切なことは、「成功か、失敗か」、「良いか、悪いか」など二択の結果だけを捉えるのではなく、既に義務教育学校を設置している他の自治体にもみるように、トライ＆エラーを繰り返しながら「良い学校をつくっていこう」という気構えが、本学校の設置には必要であると感じます。本町における義務教育学校の設置にあたっては、「みんなで新しい学校をつくっていこう」ということを合言葉に、町民一体となって新しい学校づくりを進めていただきたいと強く願っています。

貴職におかれましては、次代を担う子供たちの輝かしい未来の創造に努め、みんなで新しい学校をつくることにより、地域や町民の方々の自信や誇りに繋がり、町民みんなの心の故郷となれるような学校づくりを期待するものです。

月形町義務教育学校設置審議会の概要

1 委員

役職	氏 名	所 属 等
会 長	竹 田 紘 一	月形町行政区連絡会議
副会長	東 出 敏 幸	月形中学校 P T A 代表
	津 坂 佳 史	月形町行政区連絡会議
	堀 誠 哉	月形町行政区連絡会議
	松 浦 朝太郎	月形小学校 P T A 代表
	堀 美百紀	月形町認定こども園花の里こども園保護者代表
	鈴 木 智 穂	月形町認定こども園花の里こども園保護者代表
	山 下 正 志	月形町校長会
	箕 田 裕	月形町教頭会

2 会議

(1) 令和3年度第1回審議会

◎ 日 時 令和3年11月2日(火) 16時25分

- ◎ 議 事 ① 義務教育学校設置検討に関する基本方針について
② 審議会開催スケジュールについて

(2) 令和3年度第2回審議会

◎ 日 時 令和3年11月30日(火) 16時30分

- ◎ 議 事 ① 本町の現状について
・児童生徒数について ・学校教育の連携について

- ・学校施設について
- ・まち全体の計画について

② 義務教育学校の必要性について

- ・本町の課題について（人口減少及び社会的変化、義務教育の充実、学校施設、まち全体の計画）
- ・導入のメリット・デメリットについて
- ・総合的な方向性について

（３）令和３年度第３回審議会

◎ 日 時 令和４年１月１９日（水） １６時３０分

◎ 議 事 ① 義務教育学校の設置場所、設置時期、校舎について

- ・比較検討項目について
- ・財源措置について
- ・比較検討について
- ・整備方法の総合的な方向性について

② その他教育関連施設について

（４）令和３年度第４回審議会

◎ 日 時 令和４年２月２８日（月） １６時３０分

◎ 議 事 ① 義務教育学校の設置の有無について

○ 設置の有無

- ・設置場所
- ・設置時期
- ・校舎

○ その他教育関連施設

- ・学校給食センター
- ・学童保育所

② 保護者説明会について

（５）令和３年度第５回審議会

◎ 日 時 令和４年３月２５日（金） １６時３０分

◎ 議 事 答申書（案）について

（６）令和４年度第１回審議会

◎ 日 時 令和４年４月２８日（木） １６時３０分

◎ 議 事 保護者説明会の開催結果について

◎ 答 申 教育長へ答申

月形町義務教育学校設置検討に関する基本方針

令和 4 年 5 月改定

月形町教育委員会

1 義務教育学校設置の趣旨

～はじめに～

小中一貫教育については、全国の自治体及び学校の現場において推進され、その取り組みの蓄積により、学力の向上はもとより、児童生徒のコミュニケーション能力の発達、主体性、積極性の育成など、大変有効であることが顕著な成果として表れています。

月形町においては、英語教育における小学校への中学校教員の乗り入れ指導を中心に学力の向上、中1ギャップの解消など、小中学校9年間の一貫した教育を行うことについて小中学校の管理職主導のもと、教職員への意識付けなど、成果を上げてきたところです。幼少においても認定こども園保育教諭と小学校教員との授業交流や特別な支援が必要な児童についての情報共有など、幼児教育との連携も活発に行われています。また、令和2年度からは地域と協働した子どもの育成のため「月形町学校運営協議会」を設置し、「月形の子どもは月形で育てる」を合言葉に活動を推進しています。

その一方で、小中一貫教育を支える制度面では、小・中学校が別々の学校として制度化されていることによる組織・運営面や教育課程面などにおける様々な限界が出てきています。また、学校施設の老朽化によるインフラ整備などの問題も含め、現在の学校制度を見直す必要に迫られているのが現状です。

国においては、中央教育審議会答申を経て、平成28年4月に小中一貫教育に係る改正学校教育法及び関係法令が施行され、これにより義務教育学校制度が創設されました。

月形町としても、小・中学校の適正配置を進めることは、これからの子どもたちの教育に非常に重要であること、また、今まで進めてきた小中一貫による教育を、その発展形となる義務教育9年間での高度な教育を目指すため、「義務教育学校」の設置方針を示し、町民皆さまと検討してまいりたいと考えています。

2 町内児童生徒数の実態と将来の見込み

月形町の人口が最も多かった昭和 30 年当時は、小学校 6 校、中学校 1 校、小中併置校 2 校がありましたが、その後、炭鉱の閉山などにより年々人口が減少していきました。それに伴い、学校施設も再編整備が進められ、現在は小学校、中学校が各 1 校ずつになっています。

児童生徒数も昭和 30 年代のピーク時から年々減少を続け、令和 3 年 4 月現在では、児童 88 名、生徒 42 名になっています。月形小学校が現在の校舎に改築された昭和 56 年当時は児童数が 291 名で、令和 3 年 4 月現在との比較では減少率が 69.8%、月形中学校が現在の校舎に改築された昭和 51 年当時は生徒数が 233 名で、令和 3 年 4 月現在との比較では減少率が 82.0%と校舎建築当時からも大きく減少をしています。

また、学年ごとでは、令和 3 年度の小学 4 年生が 8 名、中学 3 年生が 9 名、令和 7 年度の入学見込者数も 8 名と児童生徒数が二桁に満たない学年も見受けられ、今後の出生の状況によっては、複式学級が発生する可能性も否定できない状況です。

[児童生徒数見込]

年度	小学生							中学生			
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	1 年	2 年	3 年	計
令和 3 年度	14	11	17	8	15	23	88	14	19	9	42
令和 4 年度	13	14	11	17	8	15	78	23	14	19	56
令和 5 年度	11	13	14	11	17	8	74	15	23	14	52
令和 6 年度	19	11	13	14	11	17	85	8	15	23	46
令和 7 年度	8	19	11	13	14	11	76	17	8	15	40
令和 8 年度	9	8	19	11	13	14	74	11	17	8	36
令和 9 年度	16	9	8	19	11	13	76	14	11	17	42

(基準値：令和 3 年 4 月現在)

3 義務教育学校とは

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的としています。小学校教育及び中学校教育と同様に義務教育の目標を達成するように行われるものです。

修業年数は9年間で、前期課程を6年、後期課程を3年としています。また、組織と運営では、一人の校長の元、教職員の組織は一つとなります。ただし、教頭、養護教諭、事務職員は2名ずつ配置されます。

現在は、英語教育を中心に一貫教育を推進していますが、義務教育学校では、小中が1つの組織となり9年間を見据えた中で、教育目標の設定、教育課程の編成が系統的に実施されることとなります。

(1) 学校規模・教職員組織（令和4年度の予測児童生徒数で参考に算出した場合）

[児童生徒数、学級数]

	学年	児童 生徒数	学級数
前期 課程	1	13	1
	2	13	1
	3	10	1
	4	16	1
	5	8	1
	6	15	1
	特別支援	3	3
	計	78	9
後期 課程	7	22	1
	8	13	1
	9	18	1
	特別支援	3	3
	計	56	6
合計		134	15

[教職員数]

役職	前期	後期	計
校長	1		1
教頭	1	1	2
教員	11	11	22
養護教諭	1	1	2
栄養教諭	1		1
事務職員	1	1	2
計	16	14	30

(基準値：令和3年4月現在)

(2) 義務教育学校の学年段階の区切り例

前期課程（１年～６年）		後期課程（７年～９年）
第Ⅰ期（１年～４年）	第Ⅱ期（５年～７年）	第Ⅲ期（８年～９年）
学びの基礎を作る時期	学びを広げる時期	自分らしい学びを深める時期
繰り返し学習や具体的な創作活動を通して、義務教育で学ぶ基礎基本を身に付けられるようにします。	学んだ基礎をもとに論理的な思考力や物事を適切に判断する力を身に付けられるようにします。	学習した内容を自分の生き方と関連付けて考え、社会の中でよりよく生きることができる自信を育みます。
【指導形態】 ○学級担任制	【指導形態】 ○５・６年：一部教科担任制 ○ ７年：教科担任制	【指導形態】 ○教科担任制

4 義務教育学校の基本的な構想

(1) 基本的な方針

月形町義務教育学校設置審議会の答申を尊重し、前述の義務教育学校設置の趣旨に基づきながら本町の将来を長期にわたって展望しつつ、町民の希望にこたえる学校づくりを進めます。

(2) 義務教育学校の構想

- ①小学校及び中学校を廃止し、義務教育学校を設置します。
- ②設置については、既存の中学校敷地とし校舎は施設一体型とします。
- ③設置については、月形町義務教育学校設置審議会の答申を基に慎重に判断します。

(3) 各種計画との整合性

まちづくりの基礎となる「月形町第4次総合振興計画」に掲げる主要施策の「学校施設・設備の整備充実」に小学校、中学校及び給食センターの今後のあり方や学校施設の改修整備の計画的な推進が謳われています。

教育委員会としては、「月形町義務教育学校設置審議会」の答申を尊重するとともに、各種計画との整合性を図りながら義務教育学校の設置について検討を進めることとします。

5 義務教育学校施設の整備方針案

現月形中学校の敷地内に、施設一体型の義務教育学校用校舎を設置することとします。

(1) 校舎整備の構想

校舎の整備方法は、既存の中学校校舎を改修し、不足する教室等を増築するものと、既存の同校舎を使用せずに新築するもの（改築）の2通りを想定します。今後、建設費、維持管理費、再整備費、管理運営方法、教育効果などを踏まえ総合的に判断します。

(2) その他教育関連施設整備の構想

- ① 学校給食センターは、建築後 25 年以上を経過し、大規模な改修が必要になっています。
義務教育学校敷地内への将来的な移転の可能性も考慮し、敷地の確保や建物の配置を行います。
- ② 学童保育所は現在、交流センターに設置されていますが、義務教育学校の設置により、遠距離となることで利用者に不便を強いることとなることから、義務教育学校敷地内への併設を検討します。

(3) その他留意事項

- ① 教育委員会は、町民に対して義務教育学校の整備方針の周知を行い、子ども園の保護者及び小中学校保護者に対する説明の場を設定します。
- ② 教育委員会は、開校までの期間に小中学校の両免許を併有した教員の配置等を含め、北海道教育委員会等に対し支援、助言を求めることとします。